

りっとう空き家相談員制度（案）

基本方針（概要）

○担い手…自治会単位の個人（手上げ方式により負担軽減を図る）

※不動産事業者等が担うことも差し支えない

○主旨

空き家の実態把握・利活用・解消等のあらゆる対策段階において、地域（自治会）と市との連携を強化することで、効果的な空き家対策を促進する

○条件

・自治会長からの推薦を受けること

・謝金等は支出しないもの（先行事例等を参照しながら適宜見直しを行う）

※「空き家バンクサポーター（米原市）」…物件登録 2,000 円/件 成立 5,000 円/件

○主な役割

・自治会内の空き家に関する情報提供を行い、所有者とのマッチングに協力する

・地域課題の解決を支援する

（例：特定空家等の解体後の地域課題への対応方策を検討）

○実施フロー

①自治会長への周知…本制度の事前告知（令和元年 8 月 29 日）

————— 実施済 —————

②制度要綱の策定…基本方針に沿った制度要綱、書式等を策定する

③周知…市ホームページ等（令和3年度 全体自治会長会にあわせて）

④募集受付…希望者が集まり次第、運用を開始する

※補助金などを利用し、担い手のスキルアップ講習等を実施予定

